

令和 7 年度税制改正の概要について

令和 7 年度税制改正に伴い地方税法（昭和 2 5 年法律第 2 2 6 号）等の一部が令和 7 年 3 月末に改正される見込みであり、同法公布後、城陽市税条例（昭和 3 9 年城陽市条例第 2 5 号）について、速やかに改正を予定しています。この改正案について主なものを報告いたします。

○ 軽自動車税種別割

二輪車の車両区分を見直すもの。

総排気量 1 2 5 c c 以下で最高出力を 4 . 0 k W（5 0 c c 相当）以下に制御した原付バイクの区分を新たに追加し、軽自動車税種別割の税率を年額 2 , 0 0 0 円（5 0 c c 原付バイクと同額）とする。